

特別養護老人ホーム　かりふ・あつべつ入・退所指針

1. 目的

この要領は、札幌市指定介護老人福祉施設等入所指針にそって、当施設においての入退所基準を定め、入所決定過程の透明性及び公平性を確保し、施設入所を円滑に実施にすることを目的とする。

2. 入所の対象者

(1) 入所の対象者は、要介護 3 から 5 と認定された者及び要介護 1 又は 2 と認定された者で特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）の要件に該当する者とする。

※特例入所に該当する者は、下記に該当する者を指す

- 認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である者
- 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である者
- 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である者
- 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態である者

(2) 要介護 1 又は 2 と認定された者が特例入所の要件に該当すると認められる場合には、以下の取扱いにより、入所検討が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者」という。）との間で情報の共有等を行うものとする。

- 施設は、当該入所者が特例入所の要件に該当するか否かを判断するために、居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の提供を保険者に求める。
- 施設は、保険者に対して報告を行う。
- 下記 4 の入所判定会議において、入所の判断をする。その際、必要に応じて「介護の必要的程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求める。

3. 入所の申込みの方法および申込みの受理

(1) 施設の入所の申し込みは、本人または家族から、入所申込書により、認定調査票、被保険者証、（在宅の方の場合）直近 3 ヶ月のサービス利用票及びその別表の写しを添付し、直接施設に行うものとする。

(2) 入所申込書の記載内容に変更が生じた場合入所申込者は、速やかに、施設へ届け出るものとする。変更の届出は当初の申し込みの手続きに準ずるものとする。

- (3) 申込書及び変更の届を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理し、辞退や削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録する。

4. 入所判定会議

- (1) 施設は、入所の決定に係る事務を処理するため、入所判定会議（以下「会議」という。）を設置する。
- (2) 会議は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の施設職員で構成する。
- (3) 会議は施設長が招集し、月2回程度開催する。
- (4) 会議は、入所選考者名簿（以下「名簿」という）を調整するとともに、これに基づいて、入所の決定をおこなう。
- (5) 会議は、審議内容の記録を作成し、5年間保管する。
- (6) 会議の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らさずその職を退いた後も同様とすることを徹底する。

5. 入所選考者名簿

- (1) 名簿は、下記の評価要素に基づく評価（1次評価）と勘案事項を会議において総合的に評価（総合評価）し、その入所の必要性のランク（AからEの5段階。以下、「ランク」という。）の上位の者から記載する。

(評価要素) ※札幌市が定める入所必要性評価基準

- 要介護度
- 精神症状・行動障害の状況（24項目）
- 介護者等の状況（6項目）
- 生活・経済等の状況（5項目）

- (2) 優先順位の決定

会議は、入所選考者名簿を資料に、合議制により介護の必要の程度や家族等の状況を総合的に評価するとともに、勘案事項を考慮し入所順位を決定する。

(勘案事項)

- 介護者の重大な疾病、介護者による虐待等による介護の著しい変化の状況
- 性別（部屋単位の男女別構成）の状況
- その他、特に配慮しなければならない個別の事情（日常生活で常時見守りが必要である、または、認知症を原因とする行動障がいがあるために、介護者の日常生活に支障があり入所の緊急性が認められる場合、虐待を受けている場合、介護者の入院、介護者の死亡）
- 転倒、認知症によるBPSDなど管理しなければならないリスクの状況

- (3) 施設は、入所申込者から辞退の申し出があった場合、または施設からの入所の働きかけに対して自己都合（入院等やむをえない事由を除く。）により入所を辞退した場合は、名簿から削除できるものとする。
- (4) 施設は、入所申込者に対し、会議において決定した入所順位を通知する。

6. 特別な事由による入所者の決定

- (1) 次に掲げる場合で、会議を開催することが困難な場合は、施設長は名簿によらず入所を決定することができる。
 - ① 緊急性が高い場合
 - 介護者による虐待、介護放棄もしくは介護者の急な入院・死亡等により、緊急の保護を要する場合
 - 災害時等の場合
 - 在宅復帰後又は長期入院後の退院した者について、再入所が必要と認められる場合
 - その他、特段の緊急性が認められる場合
 - ② 老人福祉法第11条に定める措置委託による場合
- (2) (1)により入所を決定した場合は、施設長は、次回の会議にその内容を報告し、承認を求めるものとする。

7. 提供拒否の禁止

- (1) 下記の場合がない限り提供を拒んではいけない。
 - 入院治療の必要がある場合
 - 入居者に対し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合

8. 適性運用

- (1) 施設は、この入所指針に基づき、適正に入所の決定を行うものとする。
- (2) 施設は、入所指針を公表することとし、入所申込者及び家族等に対し、入所優先順位の決定方法等、その内容について、十分に説明を行なうこととする。

9. 退所に該当する者

(1) 心身の状況、環境などが居宅において日常生活を営む事ができると認められる入居者

(2) 退所にあたって下記の支援を円滑に行う。

①本人、家族の希望を考慮し退所後に置かれる環境を勘案し、退所の為の必要な援助。

②退所者に対し、本人又は家族等に対する家庭での必要な介護方法の指導。

③介護支援専門員及び生活相談員が中心となった退所後の主治医、居宅介護支援事業者、保険者との十分な連携。

10. その他

(1) この入・退所指針は、必要に応じて見直すものとする。

(2) この入所指針は、令和7年4月1日以降に入所する者から適用する。

平成27年	4月	1日	作成
平成28年	4月	1日	改定
令和4年	4月	1日	改定
令和6年	4月	1日	改定
令和7年	4月	1日	改定